

令和3年9月 河北町農業委員会総会（第9回）

令和3年9月27日（月曜日）午前9時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	高橋 清	委員	2番	逸見 三和子	委員	3番	今田 好行	委員
4番	奥山 ちか子	委員	5番	岡崎 学	委員	6番	関 紀子	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	原田 康雄	委員	9番	奥山 喜幸	委員
10番	後藤 慶治	委員	11番	齋藤 仁	委員	12番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和3年9月27日（月曜日）午前8時57分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第16号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第32号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議第33号	農地法第5条の規定による許可申請書について
議第34号	農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 増川事務局長

おはようございます。全員お揃いですので時間前ではありますが、只今から、令

和3年9月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。収穫時期でお忙しいところ、ご参会いただきましてありがとうございます。事務局から一つだけあります。米の需給関係に関する要請ということで、8月23日JAさがえ西村山の安孫子組合長から要請書が町の方へ出されております。9月3日から15日まで9月議会があったわけなんですけども、9月15日米需給関係に関する要請書ということで、衆参議長と内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣の方に意見書を提出しております。それを受けて町の方でも9月21日、農林水産大臣には郵送ですけども、県選出の国会議員、衆議院議員と2人の参議院議員に直接持参して要請を町長と私でやってきました。米の作況指数割といいということで8月15日に出ていましたけども、どういう風になるか、9月15日と10月15日の作況指数の発表もあるでしょうけども、これからの米価概算払いも出ましたけど、そのような動きがあったということで報告させていただきます。

では、会長の方からごあいさつをお願いします。

○ 堀米会長

皆さんどうもご苦労様です。9月の総会ということで、稲刈り等で午後から忙しいということで、午前の開催となりました。

そういった形の中で、今日の総会、それほどすごい中身もないようです。皆さんからのご協力をいただいて、進めていきたいと思います。皆さんのご協力もあって、コロナも大分下火になってきたと思います。これから農業委員会の大会等々もありますが、行く方々はよろしくお願ひしたいと思います。大変ご苦労様です。

○ 増川事務局長

ありがとうございました。

では次第に基づきまして、日程第1から会長に座長になっていただいて進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名ですが、10番 後藤委員、11番 齋藤代理、2名の方、よろしくお願ひします。

それでは早速議案に移ります。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願ひします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきたいと思います。座って失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号44番 所在地 大字溝延字熊野嶋（クマノシマ）●●●●、

田、ほか1筆で計1, 744㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号45番です。所在地 大字溝延字馬場（ババ）●●●●、田ほか6筆で計4, 471㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も田んぼと狐原のさくらんぼ畑については●●●●さんから耕作してもらうほか、桜壇（サクラダン）の2筆はこの後議第32号の農地法第3条の規定による許可申請書についてでご審議いただきますが、●●●●さんから耕作してもらう予定とのことです。その下に記載の滝沢新田（タキザワシンデン）と最上新田（モガミシンデン）●●●●は親戚が耕作するほか、残り自己管理するとのことです。

続きまして、申請番号46番です。所在地 大字溝延字柏川尻（カシワカワジリ）●●●●、畑、ほか3筆で計2, 593㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、田んぼについては売買する予定とのことです。

続きまして、2ページ、申請番号47番です。所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、田ほか9筆で計17, 239㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、申請番号48番です。所在地 西里字中嶋（ナカジマ）●●●●、田、ほか6筆で計4, 530㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうほか、白山堂については親戚に貸しているとのことです、売買のあっせん希望とのことです。資料には全ての欄にあっせん有と記載されていますが、この白山堂のみのあっせん希望になります。

以上5件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ただ今、相続について事務局から説明がありました。

以上で、以下の届け出について、皆さんから意見等ありましたら。

はい、そのほかありませんか。ないということで、この件に関してはこのまま進めていただきたいと思います。

続きまして、報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、お願い

します。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の３ページをご覧ください。報第１６号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号１０７番及び１０８番、所在地 大字溝延字吉原（ヨシワラ）●●●●、田、ほか１筆で計３，６０２㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第３４号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、もう１筆と一緒に契約するためとのことです。

続きまして申請番号１０９番及び１１０番、所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●●、田、３，０２３㎡１筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの中間管理による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、これまで貸していた●●●●さんから●●●●さんが公売により農地を所有し、事業を引き継ぎましたが、これからは自作するためです。

次に、４ページ申請番号１１１番及び１１２番、所在地 大字岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●●、田、１，１８６㎡１筆です。渡し人の、法定相続人 ●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法による中間管理による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、被相続人の●●●●さんが亡くなり、以後、自作するためです。

以上４件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。このことについて皆さんから質問等お受けいたします。質問ありませんか。はい、無いようですので、このような形で進めさせていただきます。

続きまして、議第３２号 農地法第３条の規定による許可申請書について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の５ページをご覧ください。議第３２号 農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号３３番、所有権の移転です。所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）

●●●●、樹園地、229㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、この農地の面積が小さく、耕作が不便なためとのことです。

申請番号34番、所有権の移転です。所在地 谷地字弥勒寺（ミロクジ）●●●●、畑、244㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号35番、所有権の移転です。所在地 西里字大石（オオイシ）●●●●、畑、391㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号36番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字小堤（コツヅミ）●●●●●、田、651㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号37番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字泊川（トマリガワ）●●●●●、畑、228㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

続きまして、6ページ、申請番号38番、賃借権の設定です。所在地 大字田井字桜壇（サクラダン）●●●●●、畑、ほか1筆で計629㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上6件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

説明のありました、3条の売買、賃借許可について、皆さんから質問あればお受けいたします。

○ 逸見委員

素朴な疑問なんです。私も現地確認してきましたが、荒小屋はこんなに面積少ないのに、片方100万で片方1万というのは、それほどいい樹園地なんではないでしょうか。

○ 議長（会長）

それでは、現地確認を怠りました。現地確認の報告をお願いします。33番の現地確認。

○ 奥山（ち）委員

私の実家の所なので行ってきましたけども、この方々は親戚の本家分家なんですけども。もともとさくらんぼ畑で、今樹は切ってありました。買う人の事務所がすぐ側なんです。その関係で、請け人の方が欲しいと言ったのかなあとと思います。親戚ということとそんな感じでこの値段になったのかなあとと思います。農地としては今も下草きれいに刈ってありました。

○ 議長（会長）

整地して宅地にもなりそうということか。

○ 奥山（ち）委員

そうですね。道路に面していて、事務所も近くなので、そうなると思います。

○ 議長（会長）

あの辺りほだい高いのか、と思った。二人とも荒小屋に住んでたのか。

○ 奥山（ち）委員

そうですね。向かい同士になります。

○ 議長（会長）

だそうです。では次に３４番。

○ 齋藤代理

はい、現地確認してまいりました。弥勒寺の野球場の下の方で、今家庭菜園になっていましたので、問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい、３５番。

○ 岡崎委員

はい、現地確認行いまして、●●●●さんの畑が隣接してまして、この秋から耕作予定とのことで、問題ないかと思いました。

○ 議長（会長）

はい、３６番。

○ 後藤委員

はい、３６番。この土地、今回の溝延の災害で改良届が出されている農地でした。災

害土砂をいわゆる公費で、無償で畑地化するという事で運んだ土地です。改良届を提出した時には、頑張って農業をやる、ということで、土砂搬入については、私も携わった経緯があります。溝延やっぱり行かれると分かりますが、災害土砂を撤去、あるいは搬入した後の舟渡下、田んぼ一部を除いては耕作しております。耕作していないのは、この36番の農地で、今回申請を出すにあたって、やっと草刈りしておったようです。ここの農地改良届にあたって、なおかつ災害土砂搬入する直接の当事者でありました。相手は個人名の●●●●さんですけども、建設業者でございます。この下の●●●●さんの分と合わせてやっと20アールを満たすものです。●●●●さんに関しては、農機具はカルチ1台あるのみです。改良届を出して、1回も作らない現状の中で、私も直接携わった関係から、これは適、とは言えないと思ったところです。まず一作二作作物を作るなり、ここは道路に面していて宅地にもなるような所です。例えば転用して宅地として●●●●さんに売るなりするんであれば別ですけども、ちょっと皆さんのご意見を伺って、私としては認可出来ないなと思ったところです。

○ 議長（会長）

はい、37番。

○ 後藤委員

37番、●●●●さんは36番の案件が無理であれば取り下げということでした。

○ 議長（会長）

はい、38番。

○ 今田委員

38番ですけども、桜壇、川向かいでして、受け人の●●●●さんの隣地でして、よく管理されておりました。以上です。

○ 議長（会長）

はい、只今報告いただきました。これについて皆さんから質問あれば、改めてお受けいたします。36番37番に関しては地元の後藤委員から認めがたいということで説明がありました。ちなみに、●●●●さんという方が改良届を出して、土盛り終わった段階ですぐ農地として売るということだね。

○ 後藤委員

はい、これだけでは面積が足りないから、37番の●●●●さんの農地を借りるということです。

○ 議長（会長）

まあ、安く買うわけでもないようだから、本当は転用なら転用としてちゃんとして宅地の売り買いであれば当たり前のことだから何でもないということです。皆さんの話し合いの中で許可という形にするか、逆に否という形にするか決めなければならなのですが、どのように進めたらいいでしょうか。

○ 今田委員

いいでしょうか。●●●●さんの土地、私も見てきたんですけども、隣の人も改良届出して、その人は野菜だ何だと植えてるわけだ。ところが●●●●さんの所は何にもなっていないわけだ。畑にしたいと言って土を入れたのに、何もしていないということ、なかなか難しいんじゃないかと。

○ 議長（会長）

はい、まあ独断と偏見で私ばかり喋るより皆さんからないですか。私としては、農業委員会としての立場で皆さんからそれなりに申請なり何なり出して、改良届があったら、その後1年くらいは、作付けすると。目的があってやっているの、その目的に合った土盛り、改良として許可しております。それが土盛りしてすぐ目的外使用は、過去にもいろいろ問題がありました。そうした中で、私個人の思いもありますが、我々は河北町の農業委員として各地区で活動しているわけなんです、地元溝延の農業委員が好ましくないという話です。この後申請等々悪い影響もあるかと思います。土盛りして物を植えるという形での申請が出たならば、最低1年か2年くらいは作付けすべきところ、●●●●さんは野菜等植えようと思っていたところ、高い値段で買う話があったのでわざわざ売ってなったのか、その辺分かりませんが、地元委員が適切でないというならば、36番37番を外した形の中で、せめて1作をした後で、溝延地区で話し合って再提出するなりしていただければいいのかな、と思います。

その辺も含めて皆さんにお伺いします。後藤委員は。

○ 後藤委員

まあ、普通改良届する時は、建設業者さんと組んで、お金が介在するかどうか分かりませんが、民間の業者さんと民間の我々がするわけだ。ところがこの改良届の土砂というのは100%税金でしたわけよ。災害復旧も含めてだけど、全てここ私段取りしてだけのよね。大きい道路さ面して、周りに支障もないだろうと。そういったことも含めると、普通の改良届の土砂搬入とも事情が違うのよ。うちの所でも、少し土砂多いけがら山にして積んでった所もあったんだけど、それに関しても地域の方から大分ご批判受けてんのよ。自分だばりいい土入れてもらって、と。ただでもらって、と。かって。そういったことも含めるとちょっと、と。思って。その後のことも危惧してるのよ。●●●●さんて町の公共事業やってるもんだから、この農地の周辺、ほとんど改良届出して、表土を剥いで、土入れて整地してってやってるのよ。●●●●さん、カルチ1台しかない方だもんでこの37番も含めて所謂農地として利用するってことは想定できない

と。もしこれが売買なれば、多分来年あたり●●●●さんが改良届出して所謂この持ってた土と合わせて残土入れて、形式上畑のようにするかもしれませんけども。そういったことも危惧されるので、私の任期あと1年くらいあるものですから、私が農業委員でいる間は許可できないということで、37番の●●●●さんにも言ってきた次第です。

○ 議長（会長）

はい、わかりました。この件に関しては昨年の大雨の土砂の問題から、国の税金を投入した中での土壌改良及び農作物を植えるという形での改良届だったことから、今回の所有権移転及び37番の賃貸借については、長らく係わってきた溝延の農業委員の好ましくないという意見を尊重した形でこの2件を除いた形での許可ということで進めてまいりたいがいかですか。

——賛同の声あり——

それでは、36番37番については、不可ということで残りに関しては許可ということでよろければ挙手お願いします。はい、全員賛成ということでそのように進めてまいりたいと思います。

はい、次にまいります。議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の7ページをご覧ください。議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号14番、所有権の移転です。所在地 大字岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、353㎡になります。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。申請事由につきましては、●●●●さんが営む建築作業所で、駐車スペースが不足し、また資材置き場も手狭になったことから、隣の土地を購入して駐車場及び資材置場の整備を計画するものです。

皆さんのお手元の資料の11ページ・12ページが案内図で、13ページが字切図になります。14ページが土地利用の計画図となっております。

申請地は農用地区域外にある第1種農地にあたりますが、この申請地は、平成7年に農業振興地域の農用地から除外され、渡し人の●●●●さんの配偶者が作業所建設用地として5条転用許可を受けていたものの、盛土を行った後、作業所建設には至らないまま現在に至り、雑草が生えている状態でした。この申請地周辺は、農振農用地で第1種農地が広がっており、徒歩圏内で駐車場と資材置場として利用できそうな宅地や、第3種農地はなかったことから、第1種農地ではあるものの、この申請地を選定したということです。資料の15ページに選定理由書を添付しています。

●●●●さんの住居と作業所がある集落に接続して設置するものであり、農地の位置から見て集団的に存在する農地を蚕食したり、分断するおそれがないと認められることから、例外的許可基準を満たしていると思われます。

以上農地法第5条の規定による許可申請1件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今の説明について、現地確認された方。

○ 堀委員

はい、先ほど見てきました。作業所の裏手になりますけども、その雑草生えていて、その隣がさくらんぼ畑で、そちらの方にも虫等飛んでって迷惑がかかっているということで、渡し人の弟さんが新庄市にいますけども、何度か草刈りしてもらっていたということでした。●●●●さんの作業所の方にも雑草が来るということで、除草剤を撒いたりしていたそうです。駐車場、資材置き場というと、作業場の隣ということでいいのかなと思います。

○ 議長（会長）

はい、現場としては非常によろしい、という解釈でいいのかな。

はい、只今報告ありました件について皆さんにお諮りします。質問等ありませんか。ないようです。この件に関して賛成の方の挙手を求めます。全員賛成ということでこのとおり認めていただくということでお願いします。

次、議第34号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の8ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。9ページが総括表になります。

賃貸借設定が1件と、所有権移転が1件になります。

詳細につきましては、資料の10ページをご覧ください。申請番号143番の賃借権設定につきましては地区の調整会議等で協議なったものでありますので、説明は、省略させていただきます。

次に、申請番号144番所有権移転です。所在地 西里字両所（リョウジョ）

●●●●、畑、488㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さん

になります。売買価格は10a当204,910円で、総額100,000円です。

以上2件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今説明ありました件について、皆さんから質問等ありませんか。何もないようですので、集積についてはこのまま進めていただくようにお願いします。

以上で総会の方は終わります。

午前9時37分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月27日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
